

杵築市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

杵築市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状……………	1
2. 目標……………	2
3. 計画の期間……………	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

令和6年12月に、教師を取り巻く環境整備に関する文部科学大臣と財務大臣の合意事項として、令和11年度までに平均の時間外在校等時間を月30時間程度に縮減することが目標とされた。更に、令和7年2月には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、教職調整額の引き上げのほか、教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表等を義務づけることが盛り込まれた。

本市では、こうした状況を踏まえ、毎日の授業や諸教育活動をはじめとするこどもと向き合う時間の確保と授業準備や教材研究など、教員が本来担うべき業務に専念できるための環境を更に整えていく「働き方改革」を、こどもたちへのより良い教育につなげることを目的として本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「杵築市小・中学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」（以下「方針」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】 小：県費職員124名 中：県費職員61名

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	月45時間超	16人	20人	16人	7人	0人	10人	19人	10人	7人	2人	4人	7人
		13%	16%	14%	5%	0%	8%	15%	8%	5%	1.6%	3%	5%
	上記のうち	3人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	月80時間超	2.4%	0.8%	0.8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中学校	月45時間超	25人	37人	17人	19人	1人	28人	35人	28人	15人	16人	17人	20人
		41%	60%	28%	31%	1.6%	46%	57%	46%	25%	26%	28%	32%
	上記のうち	6人	8人	3人	4人	0人	6人	6人	6人	1人	2人	2人	0人
	月80時間超	10%	13%	5%	7%	0%	10%	10%	10%	1.6%	3%	3%	0%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で平均約8%、中学校で平均約35%と中学校で高いこと、年間のうち、4月～5月と9月～11月が学校の繁忙期であり、この期間は学期始め各種会議や事務作業、運動会や修学旅行等の行事指導により小・中とも時間外在校等時間が増加する傾向にあることが明らかとなっている。出退勤管理システムの活用による勤務時間の可視化や校務の精選・効率化、中学校における部活動の地域展開を図ることによって、教職員の働きやすさと働きがいと両立し、こどもたちへのより良い教育につなげるための環境を更に整えていく必要がある。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・令和10年度末までに、月時間外在校等時間が45時間以下の割合を小学校100%、中学校80%以上にする。
- ・令和10年度末までに、時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員を0にする。
- ・令和10年度末までに、平均月時間外在校等時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得率を70%以上にする。
【R6 小44%、中37%】
- ・ストレスチェックにおける仕事や生活の満足度を3.8以上にする。
【R6 小3.6、中3.6】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を90%以下まで減少させる。
【R6 小97、中93】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、教育委員会、学校は以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
（「3分類」①関係）
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、生活指導部の保護者やスクールガードなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 地域学校共同活動の関係者間の連絡調整等
（「3分類」④関係）
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、地域人材の活用にあたっては、地域学校協働活動推進員による関係者間の連絡調整を推進する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
（「3分類」⑥関係）
 - ・ミライムを活用することによって、事務連絡や調査の回答等に係る事務負担を軽減する。
 - ・学校事務体制強化のため、学校支援センターによる共同学校事務室を継続する。
- 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

(「3分類」⑦関係)

- ・ICT授業支援員の作業内容に学校ホームページ更新等支援を位置づけ、管理職等担当者の負担を軽減する。

○ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理

(「3分類」⑧関係)

- ・ICT機器のメンテナンスや、サーバ、インターネット等のネットワーク接続障害への一次対応の外部委託を継続する。

○校内清掃

(「3分類」⑫関係)

- ・学校敷地内の除草作業、剪定作業等の校内環境整備については、スクールサポートスタッフの継続配置による管理職負担軽減を図る。

○部活動

(「3分類」⑬関係)

- ・国の方針により、休日の全ての部活動の地域展開を実現することを目指す。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

(「3分類」⑯関係)

- ・校務支援システムの機能を活用することによって、成績処理、帳票作成等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(「3分類」⑲関係)

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを配置し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を継続する。
- ・教育委員会において、福祉、児童相談所、学校教育支援センター等の関係機関と学校との連携に関する会議を年2回実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を継続する。
- ・特別支援教育支援員、登校支援員等、児童生徒支援に係る人材の学校への配置を拡充するとともに、学校教育支援センター「ひまわり」による児童生徒支援体制を継続する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、教育課程の見直しを行う。
- ・当初の目的を達成した活動、十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活

動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- ・「すぐーる」の活用により、家庭からの欠席連絡や学校からの文書配布、保護者アンケート等の校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト（学校）」に基づいた自己点検の達成状況（児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡・アンケートのクラウド活用）を令和10年度までに100%にする。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和10年度までに順次設置する。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して、医師による面接指導を実施できる体制を継続する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口（市の産業医）を設置する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・原則として水曜日を学校における定時退校日として設定するよう推進し、長期休業等の期間中に3日間程度の学校閉庁の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の勤務実態改善計画を把握し、毎年度、杵築市HPで公表する。在校等時間の状況については必要に応じて定例校長・教頭連絡会で報告するとともに、定例教育委員会、総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる人材の確保に当たり、関係課・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システム「ミライム」で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員に対しては医師による面接指導を働きかける等、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。